

改正	平成元年 4月 1日	平成 5年 4月 1日
	平成13年 5月29日	平成19年 6月 1日
	平成22年 4月 1日	平成25年 4月 1日

（目的）

第1条 学校法人学習院は、学習院の教職員、学生、生徒、その他本院関係諸団体及びその構成員等の厚生、親睦、研修、課外、自治活動等の場として使用するために、輔仁会館を設ける。

前記の目的を達成するため、会館内に学生食堂、学生談話室、教職員食堂、教職員談話室、書店、売店、集会室等を設けるものとする。

（運営委員会）

第2条 本院は、この会館の運営を円滑にするために、次の者から成る輔仁会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、常務理事のうちの1人が委員長となる。

常務理事、大学長、女子大学長、高等科長、女子高等科長、中等科長、女子中等科長、初等科長、幼稚園長、大学学生センター所長、総務部長、施設部長、大学学生代表6名、女子大学学生代表2名

ただし、学生代表は、大学にあっては大学学生課に、女子大学にあっては女子大学学生部にその氏名を届け出て公示されるものとし、任期は1年とする。

2 学生代表の選出については、大学、女子大学ともにそれぞれの総務委員会に委任するものとする。

3 委員のうち任期を過ぎた者がある場合には、後任者の決定するまで前任者がその職務を行う。

第3条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

（使用者の範囲）

第4条 この会館は、本院の教職員、学生、生徒及び教員の付添のある児童、園児の使用を主とし、その他本院関係諸団体（桜友会、常磐会、父母会、蓁々会等）、その他運営委員会が承認した団体の使用を認めることができる。

2 集会室の使用については、第5条乃至第9条に定めるところによる。

（調整委員会）

第5条 運営委員会は、この会館内の集会室（本規程により集会室に準じて使用される場合の他の室を含む。以下本規程において同様とする。）の使用調整に関する日常の業務を円滑ならしめるために、輔仁会館集会室利用調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設けることができる。調整委員会については別に定める。

（集会室の使用方法）

第6条 この会館の集会室は、広く公平に使用することを原則とし、平日午前9時から午後8時30分までの間所定の手続を経て使用するものとする。細部の調整については、調整委員会が行う。

2 休日の使用については、調整委員会が認めた場合に限るものとする。

（学生食堂の使用）

第7条 定時の食事時間以外の学生食堂は、支障がない場合には集会室に準じて使用を認めることがある。

（学生談話室の使用）

第8条 会館3階の学生談話室は、原則として午前9時から午後8時30分までは、一般学生が自由に使用することができるものとし、R1は午後4時以降は集会室に準じて使用を認めることがある。

（集会室の使用手続）

第9条 集会室の使用希望者は、使用申込書に所定の記入をし、会館事務室に提出して、調整委員会の許可を受けるものとする。申込は、使用当日の4週間前から3日前までの間に受け付ける。

使用許可は、原則として申込順による。

（使用上の注意）

第10条 会館の使用に当たっては、次の事項を守らなければならない。

- 一 室内の備品を持ち出したり、机、椅子等を移動したりする場合は、予め会館事務室に届け出て許可を受ける。
- 二 施設、備品等を破損した場合は、本人の弁償とする。集会の際の破損については、会合の責任者がその責を負うものとする。
- 三 予め調整委員会の許可を受けなくては、集会室内で酒類を用いてはならない。

(使用料)

第11条 使用料については、別に定めるところによる。

(その他)

第12条 次にかかげる場合には、運営委員会は使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- 一 本院の活動に支障を来たす事情が生じたとき
- 二 この規程に違反し、又は施設管理のための注意に従わないとき
- 三 院内の秩序、風紀を紊乱するおそれのあるとき

(内規)

第13条 運営委員会は、本規程の実施に関する内規を定めることができる。

(規程の改正)

第14条 本規程を改正しようとするときは、運営委員会の議を経て、院長が行う。

(事務)

第15条 運営委員会の事務は、施設部施設課が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年5月16日から施行する。
- 2 従前の輔仁会館管理使用規程は、この規程施行の日から廃止する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。